

○岸和田市環境保全条例施行規則

平成15年11月17日規則第36号

改正

平成17年7月29日規則第41号
平成18年12月29日規則第62号
平成20年3月31日規則第14号
平成21年3月27日規則第4号
平成25年3月29日規則第37号
平成28年6月24日規則第51号

岸和田市環境保全条例施行規則

岸和田市環境保全条例施行規則（昭和52年規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、岸和田市環境保全条例（平成15年条例第16号。以下「条例」という。）の施行に關し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

第3条から第10条まで 削除

（事業者に対する助成）

第11条 条例第29条に規定する市長が定める事業者とは、次の各号に掲げる事項に該当するもので、市長が助成することが適當と認めるものをいう。

- (1) 市内において、原則として同一場所で6箇月以上引き続き事業を営んでいる中小企業者
- (2) 現在公害が発生しており、そのための公害防止計画が適正と認められ、かつ、法令を遵守している者
- (3) 自己資本によって公害防止計画を行うことが困難であると認められる者
- (4) 公害の防止のために行う施設の設置、整備等の工事等が未契約の者
- (5) 融資の返済能力を有すると認められる者

（指定事業所の設置及び変更の届出）

第12条 条例第30条に規定する指定事業所設置届出書及び第34条に規定する指定事業所変更届出書は、様式第1号によるものとする。

（指定事業所の標識の掲出）

第13条 条例第32条に規定する指定事業所設置の標識は、様式第2号によるものとする。

（氏名等の変更及び廃止の届出）

第14条 条例第37条に規定する氏名等変更又は使用的廃止の届出書は、様式第3号によるものとする。

（地位の承継）

第15条 条例第38条に規定する地位の承継の届出書は、様式第4号によるものとする。

（事故時の報告等）

第16条 条例第41条第2項に規定する指定事業所事故報告書は、様式第5号によるものとする。

2 条例第41条第3項による事故再発防止計画書は、様式第6号によるものとする。

（特定建設作業における規制地域）

第17条 条例第42条に規定する規制地域とは、次の各号に定める地域とする。

- (1) 都市計画法第2章に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域（ただし、同号に規定する用途地域の指定のない地域にあっては、海域を除く。）
- (2) 都市計画法第2章に規定する工業専用地域のうち、前号に掲げる地域との境界から300メートル以内にある地域
- (3) 第1号に掲げる地域との境界から300メートル以内の地先及び水面

（特定建設作業実施の届出）

第18条 条例第42条に規定する特定建設作業実施届出書は、様式第7号によるものとする。

（建築の届出）

第19条 条例第50条第1号に規定する建築計画書は、様式第8号によるものとする。

2 条例第50条第5号に規定する誓約書は、様式第10号によるものとする。

第20条 削除

(保全区域の指定案の告示)

第21条 条例第68条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）の告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定しようとする保全区域の位置及び名称
- (2) 指定しようとする土地の区域及びその面積
- (3) 指定案の縦覧の期間及び場所

(公聴会の開催等)

第22条 市長は、条例第68条第6項の規定により、公聴会を開催しようとするときは、当該公聴会の開催の日の2週間前までに、当該公聴会の日時及び場所並びに意見を聽こうとする案件の概要を告示するものとする。

- 2 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、前項に規定する告示の日から起算して7日以内に、その氏名及び住所並びに公述しようとする内容を記載した書面を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により書面を提出したもののうち当該案件に関し意見を聞く必要があると認める者（以下「公述人」という。）を選定することができる。
- 4 市長は、前項の選定を行ったときは、当該公述人にあらかじめその旨を通知するものとする。
- 5 市長は、公聴会を円滑に運営するため必要があると認めるときは、公述時間を制限することができる。
- 6 前項の規定により公述時間を制限したときは、あらかじめその旨を当該公述人に通知するものとする。
- 7 公述人の陳述は、市長が意見を聽取する事項の範囲を超えてはならない。
- 8 市長は、第2項に規定する書面の提出がないときその他開催が必要でないと認めるときは、公聴会の開催を取り止めることができる。
- 9 市長は、前項の規定により公聴会の開催を取り止めるときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

(公聴会の運営)

第23条 公聴会の議長は、市長が指名する者とする。

- 2 議長は、公聴会の議事運営及び秩序維持に努めるものとする。
- 3 議長は、前条第5項に規定した公述時間を超えて陳述しようとするとき、同条第7項の規定に違反したとき、又は不穏な言動をしたときは、その陳述を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 4 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又は秩序を乱し、若しくは不穏な言動をした者の退場を命ずることができる。
- 5 議長は、議事運営が阻害され、議事の続行を不可能と認めたときは、公聴会を打ち切ることができる。
- 6 前3項に規定するもののほか、議長は公聴会の運営に関し必要な措置をとることができる。

(記録の作成)

第24条 市長は、公聴会の記録を作成し、保管するものとする。

(保全区域の拡張の案及び保全計画の案の告示等)

第25条 前3条の規定は、保全区域の拡張の案の告示、保全区域の拡張に関する公聴会の開催、保全計画の案の告示並びに保全計画の決定及び変更（条例第69条第2項第3号に掲げる事項に係る変更に限る。）に関する公聴会の開催について準用する。

(自然環境保全区域指定標識の設置)

第26条 条例第71条に規定する標識は、様式第12号によるものとする。

(保全区域内の行為等の届出)

第27条 条例第72条第1項に規定する保全区域内の行為の届出、第75条第1項（第78条において準用する場合を含む。）に規定する変更の届出及び第77条に規定する現状変更行為の届出書は、様式第13号によるものとする。

- 2 条例第72条第6項（第77条第5項において準用する場合を含む。）に規定する非常災害応急措置届出書は、様式第14号によるものとする。

(完了及び廃止の届出)

第28条 条例第76条（第78条において準用する場合を含む。）に規定する行為完了（廃止）届出書は、様式第15号によるものとする。

(保全プラン提案書)

第29条 条例第79条第1項の規定により活動計画を提案しようとする市民等の団体は、活動計画提案書（様式第16号）に次に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 活動計画の内容を示す図書
- (2) 活動計画の対象となる地区の位置及び区域を示す図面
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
(保全プランの変更等)

第30条 条例第79条第3項の規定により、保全プランを変更し、又は廃止しようとするみどりの市民団体は、保全プラン変更（廃止）届出書（様式第17号）を市長に提出するものとする。
(協定の締結)

第31条 条例第81条第1項に規定する協定には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 目的
- (2) 協定の効力が及ぶ区域
- (3) 協定区域の自然環境の保全等の内容
- (4) 協定の有効期間
- (5) 協定の変更又は廃止の手続
- (6) 協定に違反した場合の措置
(自然環境調査員)

第32条 条例第82条第1項に規定する調査員の定数は、30人とする。

- 2 調査員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 条例第82条第3項に規定する証明書は、様式第18号によるものとする。
(立入検査等)

第33条 条例第85条第2項に規定する証明書は、様式第19号によるものとする。

(その他)

第34条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

附 則（平成17年7月29日規則第41号）

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成18年12月29日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第14号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日規則第4号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に岸和田市規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成25年3月29日規則第37号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月24日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

(様式 略)